規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

担当部局	規制の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等
評価実施時期 平成30年3月13日 規制の目的、内容及び必要性等 要が国の法律中には、免許・登録等の拒否事由や法人役員等の欠格条項など、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度が数多く存在している。このとが、成年後更制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているのではないが、当路制限は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別では、いないか、自動が制度は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別では、いないか、自動が制度は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別では、以下を決して、成年被後見人等によいて、強力を受けられているのではないが、当路制限は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別では、現年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年3月23日間議決定)を開まえ、内間府成年後見制度の利用の促進に関するよび、原年被後見人等に係る外限が設けられている制度の見度していて、「成年被後見人等のを持まの事に関する協動が行われ、「原年被後見人等の権利に係る制度が設けられている制度の見度しないで、「議事の管理」(「年成28年3月24日間議決定)を開まる。大学の表現、同時の原在後見、一部によいて、金融行所管法律についても成立を行う。 法令の名称・関連条項とその内容 成年被後見人等の保利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 「選守費用) 「成年被後見人等の欠格事由を単純に制除するものについて) 国守費用は発生しない。(成年被後見人等の欠格事由を単純に制除するものについて) 明末者等が、心身の放阻がある者の連絡性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・融種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要用は発生しない。 「の本権後見人等の欠格事由を単純に制除するものについて) 現在の先許・登録等の審査手続等に含めることが可能であるため、行政費用は発生しない。 「成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 文格条項に作わる個別審查規定を設置するものについて) 文格条項に作わる個別審查規定が見対策の関係と対策の対象と対策の対象と対策を対象とのな影響は発生してい。 「成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 文格系項に作りる個別審查規定を発展するものであり、当該規制緩和に作う削次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 「本年機能」と明報を担定を開始するものであり、当該規制緩和に作う削次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 「成年被後見人等の代本の機能の無限・原列管を対策と同解するものについて) 単純削額は、以間高度対策を関係と対象に対策を見しましている制度が表するものについて) 単純削額は、以間高度な対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対	規制の名称	
規制の目的、内容及び必要性等 扱が国の法律中には、免許・登録等の拒否事由や法人役員等の欠格条項など、成年被後見人等の権利に係る制限が数すられている制度が数多く存在している。このことが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているのではないか、当該制限は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別ではいかとの指摘があるところ。 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第28号)や成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月21日間第20年3月 と関土の機能の数年3月 と関土の場所が提出する法律(平成28年法律第28号)や成年後見利集の指摘があるとう。 成年後見利度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第28号)や成年後見利集の利用である。 基制に同いて、(議論の整理) (平成29年12月1日第20回間委員会)において当該文格条項等を見直すこととされたところ、第196回国会に内限府が提出する法案において、金融所介間法律についても関係を任うである。 法令の名称・関連条項とその内容 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案	担当部局	金融庁総務企画局企画課調査室 電話番号: 03-3506-6746 e-mail: RIA@fsa.go.jp
る。のことが、成年後見制度の利用を講簿させる要因の一つになっているのではないか、当該制限は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別ではないかとの指摘があるところ。 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成20年法律第20号)や成年後見制度利用促進基本計画「平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、内閣府成年後 見制度利用促進金員会において、(英雄後見人等になる欠格条項等に対する議論が行うか、10年 年後見事の連邦している制度の見直しについて(議論の整理)」(平成20年12月1日第9回同委員会)において当該欠格条項等を見直すこととされたところ、第196回國会に内閣府が提出する法案において、金融庁所管法律についても改正を行う。 法令の名称・関連条項とその内容 成年被後見人等のを利用の関係に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 直接的な費用 (遵守費用) (資年被後見人等の文格事由を単純に削除するものについて)	評価実施時期	平成30年3月13日
直接的な費用 (遠守費用) (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 連守費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生)得る。 ((行政費用) ((成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 行政費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 現在の免許・登録等の審査手続等に含めることが可能であるため、行政費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 その他関連事項 本件規制緩和は、内閣府成年後見制度利用促進委員会における「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」 (平成29年12月1日)に基づくもの。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の存格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の存格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の存格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の存格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の存格事由を判除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の存格事由を判除し、個別審査規定を設置を開発するものについて) は、保証は、保証は、保証は、保証は、保証は、保証は、保証は、保証は、保証は、保証	規制の目的、内容及び必要性等	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)や成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、内閣府成年後 見制度利用促進委員会において、成年被後見人等に係る欠格条項等に関する議論が行われ、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見 直しについて(議論の整理)」(平成29年12月1日第9回同委員会)において当該欠格条項等を見直すこととされたところ、第196回国会に内閣府が提出する法案
(速守費用) (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 違守費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に、個別審査規定を設置するものについて) 申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。 ((成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて)		法令の名称・関連条項とその内容 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
連守費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。 ((行政費用) (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 行政費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 現在の免許・登録等の審査手続等に含めることが可能であるため、行政費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 現在の免許・登録等の審査手続等に含めることが可能であるため、行政費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及及が波及的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 大格条項に行わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくるるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくるるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 東純削除により規制自体が存在しなくるるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の作利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、効果等を把握することにより、事後評価を実施する。		
行政費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 現在の免許・登録等の審査手続等に含めることが可能であるため、行政費用は発生しない。 副次的な影響 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 その他関連事項 本件規制緩和は、内閣府成年後見制度利用促進委員会における「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」 (平成29年12月1日)に基づくもの。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等のを格利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、 効果等を把握することにより、事後評価を実施する。	(遵守費用)	遵守費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。
(成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響は発生しない。 その他関連事項 本件規制緩和は、内閣府成年後見制度利用促進委員会における「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」 (平成29年12月1日)に基づくもの。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等ので格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等ので格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等ので格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) の成年被後見人等ので格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) の成年被後見人等ので格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) の成年被後見人等ので格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) の場所法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、効果等を把握することにより、事後評価を実施する。	(行政費用)	行政費用は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて)
欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 本件規制緩和は、内閣府成年後見制度利用促進委員会における「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」 (平成29年12月1日)に基づくもの。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等のを権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、効果等を把握することにより、事後評価を実施する。	副次的な影響及び波及的な影響	
(平成29年12月1日)に基づくもの。 (成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて) 単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、効果等を把握することにより、事後評価を実施する。		欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて)
単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、効果等を把握することにより、事後評価を実施する。	その他関連事項	
備老	事後評価の実施時期等	単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 (成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、
m	備考	